

平成 18 年 5 月 9 日

境川流域総合治水対策協議会事務局

愛知県建設部河川課計画グループ

宮嶋・稲吉(内線 2729・2730)

ダイヤルイン 052-954-6555

境川流域では、
特定都市河川浸水被害対策法の適用について
引き続き検討を進めます

- 第 19 回境川流域総合治水対策協議会・委員会で合意される -

平成 18 年 5 月 9 日に第 19 回境川流域総合治水対策協議会（名古屋市
始め 9 市 3 町及び県）が開催され、引き続き、特定都市河川浸水被害対策
法を境川流域に適用した際の課題の抽出及び対応策の具体的な検討に入る
ことを確認しました。また、法の適用の判断については、流域整備計画の見直
しの議論と合わせ、年度内を目途に協議会において行うことを確認しました。

参 考

第19回境川流域総合治水対策協議会・委員会の結果報告について

平成18年5月9日に開催された、境川流域総合治水対策協議会・委員会(名古屋市始め9市3町及び県)において、以下の項目を協議・確認し、今後とも県と市町がより強力で連携して、積極的に総合治水対策に取り組んでいくことで了解しましたので、お知らせします。

1. 境川流域整備計画の改定及び境川河川整備計画の策定について

特定都市河川浸水被害対策法を境川流域に適用した際の課題の抽出及び対応策の具体的な検討に入ることを確認した。また、法の適用の判断については、流域整備計画の見直しの議論と合わせ、年度内を目途に協議会において行うことを確認した。

2. 流域対策緊急五ヶ年計画の進捗状況について

流域対策緊急五ヶ年計画の最終年度である平成17年度末までの対策済量は約22.8万m³で、計画に対する進捗率は約109%となり、当初目標を達成したことを確認した。昨年度までに事業着手したものを含めると約27.5万m³で約131%となり、当初目標を大きく上回ることを確認した。(別表参照)

緊急五ヶ年計画を含む総対策量の進捗率は、約52%となっている。

3. 事業の実施状況について

境川・逢妻川のJR橋改築等、逢妻川の河床浚渫及び猿渡川の築堤工、大型構造物の改築等を進め、流域対策の推進とともに、今後ともより一層事業の促進を図ることを確認した。

表 境川・流域対策緊急五ヶ年計画・進捗状況

市町名	緊急五ヶ年計画	平成17年度末まで(実施)			平成18年度以降(計画)			
	対策量(当初)	箇所	対策量	進捗率	箇所	対策量	総対策量	進捗率
	(A)	(B)	(C)	(D)=(C)/(A)	(H)	(I)	(J)=(C)+(I)	(K)=(J)/(A)
	(m3)	(E)	(F)	(G)=(F)/(A)	(L)	(M)	(N)=(F)+(M)	(O)=(N)/(A)
	(m3)	(件)	(m3)	(%)	(件)	(m3)	(m3)	(%)
刈谷市	22,430	15	26,616	119%	0	0	26,616	119%
		15	26,616	119%	0	0	26,616	119%
豊田市	55,648	8	49,236	88%	1	3,000	52,236	94%
		9	52,236	94%	0	0	52,236	94%
安城市	0	0	0	-	0	0	0	-
		0	0	-	0	0	0	-
大府市	37,087	34	54,706	148%	2	32,540	87,246	235%
		35	64,146	173%	1	23,100	87,246	235%
知立市	24,540	3	8,433	34%	2	15,560	23,993	98%
		5	23,993	98%	0	0	23,993	98%
豊明市	3,400	5	47,700	1403%	1	2,000	49,700	1462%
		6	49,700	1462%	0	0	49,700	1462%
東郷町	0	1	115	-	0	0	115	-
		1	115	-	0	0	115	-
東浦町	26,611	0	0	0%	2	19,950	19,950	75%
		1	17,000	64%	1	2,950	19,950	75%
三好町	39,976	8	41,090	103%	0	0	41,090	103%
		8	41,090	103%	0	0	41,090	103%
合計	209,692	74	227,896	109%	8	73,050	300,946	144%
		80	274,896	131%	2	26,050	300,946	144%

注) 上段:事業完了ベース、下段:事業着手ベース

【背景】

境川流域(流域面積 264km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和 58 年に策定され、総合治水対策が押し進められてきた。

この間、流域の都市化率は約 52%に達し、計画想定値の 50%を上回り、開発に伴う必要対策量約 206 万 m³に対し、平成 12 年度末で約 115 万 m³(約 56%)にとどまっている。

平成 12 年 9 月の東海豪雨水害を契機に、水災の防止・軽減を図るため、境川流域の各市町自らが、平成 17 年度までの 5 年間で、緊急的に実施する貯留浸透施設等の目標整備量(21 万 m³)を、「流域対策緊急五ヶ年計画」として定めている。(平成 13 年 5 月 8 日策定)

この計画を推進するために、毎年、実施状況について協議会において確認し合うとともに、実施に向けての支援策等を県・市町が連携し協議することとしている。

平成 16 年 12 月 10 日の第 17 回の協議会・委員会で境川流域整備計画の見直しに向けた主要な方針として、以下の 4 点が合意されている。

境川、逢妻川及び猿渡川において河道掘削などの河川改修を推進すること。

ため池及び農地を適正に保全すること。

特に、遊水機能の保全に向け、適正な土地利用に努めること。

「緊急五ヶ年計画」以降も、引き続き、流域対策を推進すること。